

団体レベルに応じた段階的かつ柔軟な補助メニュー等の創設について（案）

1 団体のレベルに応じた補助メニュー

区 分	市民活動定着支援事業（仮称）	市民活動高度化支援事業（仮称）																								
1 目的・ねらい	<p><目 的> 市民団体活動の定着</p> <p><ねらい> 水源環境の保全・再生に関わる市民活動の裾野の拡大</p>	<p><目 的> 市民団体のスキルアップ、自立化</p> <p><ねらい> 水源環境の保全・再生に資する団体の育成</p>																								
2 補助対象団体等	<p>◇ 新たに*市民活動を行う団体</p> <p>◇ 既団体のうち、水源環境の保全・再生に資する活動を新たに*行う団体 ほか</p> <p>※「新たに」とは、おおむね3年以内。</p>	<p>◇ 水源環境保全・再生に資する活動を*している団体</p> <p>◇ 高い技術等を有している団体 ほか</p> <p>※「続けて」とは、活動期間がおおむね3年以上。</p>																								
3 補助内容	<p>(1) 補助対象事業</p> <p>ア 森林や河川、地下水の保全・再生活動</p> <p>イ 市民等に対する水源環境に関する普及PR、環境教育活動</p> <p>ウ 水源環境に資する調査研究活動</p> <p>(2) 主な対象経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費</td> <td>鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など</td> </tr> <tr> <td>交通費・食料費</td> <td>参加者の交通費、弁当代</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>参加者のボランティア保険</td> </tr> <tr> <td>使用料・賃借料</td> <td>車両借上げ、</td> </tr> <tr> <td>報償・謝礼費</td> <td>技術指導、講師謝礼など</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>チラシ印刷、郵送費など</td> </tr> <tr> <td>資機材費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別対策事業：10/10 ・ 普及教育、調査研究事業：10/10 ※但し事業内容・規模ごとに上限額を設定。 ・ 資機材：10/10 ※但し上限額は20万円/団体 ※但しチェンソー等高度な技術を要する機材は除く。 <p>(4) 補助期間</p> <p>原則3年以内、最大5年。</p>	区 分	主な経費の内容	物品費	鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など	交通費・食料費	参加者の交通費、弁当代	保険料	参加者のボランティア保険	使用料・賃借料	車両借上げ、	報償・謝礼費	技術指導、講師謝礼など	工事費		事務費	チラシ印刷、郵送費など	資機材費		<p>(1) 補助対象事業</p> <p>ア 森林や河川、地下水の保全・再生活動</p> <p>イ 市民等に対する水源環境に関する普及PR、環境教育活動</p> <p>ウ 水源環境に資する調査研究活動</p> <p>エ アからウの活動を深めるために団体自ら提案する活動のうち特に認めるもの</p> <p>(2) 主な対象経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費</td> <td>については同左</td> </tr> <tr> <td>資機材費</td> <td>チェンソー、刈払機、集材機 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>*その他特に認める経費</p> <p>(3) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別対策事業：8/10 ・ 普及教育、調査研究事業：1/2 ※但し上限額は左記上限額の2倍まで。 ・ 資機材：8/10 ※但し上限額は50万円/団体。 <p>(4) 補助期間</p> <p>原則5年以内。</p> <p>※但し、市民活動定着支援事業からステップアップしてきた団体はトータルで5年以内。</p>	区 分	主な経費の内容	物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費	については同左	資機材費	チェンソー、刈払機、集材機 など
区 分	主な経費の内容																									
物品費	鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など																									
交通費・食料費	参加者の交通費、弁当代																									
保険料	参加者のボランティア保険																									
使用料・賃借料	車両借上げ、																									
報償・謝礼費	技術指導、講師謝礼など																									
工事費																										
事務費	チラシ印刷、郵送費など																									
資機材費																										
区 分	主な経費の内容																									
物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費	については同左																									
資機材費	チェンソー、刈払機、集材機 など																									
4 選考の主な視点等	<p>◇ 水源環境の保全・再生に関する理解度</p> <p>◇ 活動の目標及び内容</p> <p>◇ 活動の広がり、深まりの可能性</p> <p>◇ 会員確保の考え方 など</p>	<p>◇ 支援事業によるアウトカム(成果目標)の設定</p> <p>◇ 団体活動の中長期ビジョン</p> <p>◇ 資金やフィールド確保の考え方</p> <p>◇ 会員及び一般参加者確保の考え方 など</p>																								
5 備考		◇ 現行の団体は、トータル5年までは継続補助可。																								

2 支援終了後のステップアップ対策の考え方について

(1) 高度な技能・技術、ノウハウを有する団体の活動の展開方向

- ◇ 団体からのプロポーザルによる活動へ展開 ⇒ ボランティア基金 21（協働事業負担金制度）
- ◇ 県等との協働事業へ展開 ⇒ NPO法人みろく山の会（丹沢大山保全・再生対策「県民連携・協働事業」）
- ◇ 民間団体等との連携 ⇒ NPO法人かながわ森林インストラクターの会（かながわトラストみどり財団「森林インストラクター活動事業」）

(2) ステップアップ対策の方向例

- 対策①：ボランティア基金21制度の中に「水源環境保全・再生枠」を創設し、ボランティア基金を通じ支援。
- 対策②：個々の団体の活動実績等により、必要に応じ県等との新たな協働事業メニューを検討。